

●香川県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和2年9月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	名 称		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
令和2年8月24日	医療法人社団 おおば やしこどもクリニック	医療法人社団 心佳会 はらおか医院内科・循環 器内科	さぬき市志度4450番地3